

東京都東村山市にある国立ハンセン病資料館は、厚生労働省の委託団
体により運営されています。2016年度からは日本財団が資料館の運営
を受託し、今年4月からは笹川保健財団が受託者となりました。笹川保
健財団はこの受託者交替に乗じて、資料館で働いている学芸員等に対し
て採用試験を行い、学芸員の稲葉さんと大久保さんの2人を不採用とし
ました。稲葉さんと大久保さんは国公一般の組合員として、ハラスメント
の根絶や労働条件改善のために日本財団との団体交渉を重ねていました。



**稲葉さんと大久保さんを、
国立ハンセン病資料館に
戻してください!**

稲葉さんと大久保さんの不採用による雇い止めは、組合つがひの不当労働行為であるとして、国公一般は5月8日に東京都労働委員会に救済申し立てを行い、すでに2回の調査期日が開かれています。

人権啓発の場であるハンセン病資料館で働く労働者の権利を侵害する不当労働行為は許されません。不当解雇を撤回させて2人の尊厳を取りもどすため、みなさんのご支援をお願いします。

**組合員を監視カメラで
日常的に監視!!
組織ぐるみの明白なハラスメント**



国公一般・国立ハンセン病資料分会の組合員2名が不当解雇された問題にかかわらず、資料館の事業部長や現職の学芸員らが組織ぐるみで組合員を日常的に監視していたことが明らかになりました。

資料館の部長らによる監視行動は、なんと資料館に設置されていた防犯用のカメラを用いて行われていました。カメラを用いて監視した事実は細かくエクセルシートに記載され、資料館内の共有フォルダに保存されています。

これらのチャットシートには、たとえば女性組合員が何時何分にトイレに行き、何時何分にシャワー室へ入ったなど細かい記載が生々しく記載されています。このような組織ぐるみの「組合員いじめ」は明白なハラスメントであり、国立ハンセン病資料館としての体質としてふさわしくないことも明白です。

国公一般はこれを「財団の不当労働行為意思を示す明白な証拠」として、都労委に提出。財団側の明確な説明が求められます。

日本財団・笹川保健財団は、 不当解雇を撤回してください!